

○長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準

(地域連絡協議会等の意見を踏まえた検討案)

赤字にした記述箇所は、これまで基本構想や地域連絡協議会等において説明し話し合った条項になります。ご確認ください。

※ 今回の検討案には「様式」を添付しておりません。引き続き検討を行い、改めてご提示させて頂きます。

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則(令和 年規則第 号。以下「安全管理規則」という。)第3条第7号の規定に基づき、長崎大学高度感染症研究センター(以下「センター」という。)の高度感染症研究センター実験棟(以下「実験棟」という。)における病原体等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(病原体等の取扱い等)

第2条 安全管理規則第16条第1項に定める病原体等の取扱い、保管、運搬及び廃棄(以下「取扱い等」という。)については、次により行わなければならない。

- (1) BSL-4 実験室で使用する特定病原体等及び監視伝染病病原体については、専用の病原体等保管庫(以下「保管庫」という。)に保管し、常時、施錠しなければならない。
- (2) BSL-4 実験室において、**保管庫の病原体等を出し入れする場合は、高度感染症研究センター長(以下「センター長」という。)から許可を受けた者が2人以上で行わなければならない。**

④ 病原体を取り扱う場合は、必ず2人以上で行います。

- (3) 特定病原体等を外部機関へ譲渡する場合は、必要な手続き(都道府県公安委員会への届出、学内手続を含む。)を行った上で、特定病原体等が入れられている一次容器(二重包装されている)を国連規格の二次容器に入れて、その外側を消毒(消毒用エタノール等で消毒)して薬液シャワー室を通して搬出する。**以上の作業は必ず2人以上で行う。**スーツ室で外容器に梱包する。

④ 病原体を取り扱う場合は、必ず2人以上で行います。

- (4) BSL-4 実験室での病原体等の取扱いに関して、当該実験室の給排気設備、排水滅菌処理設備、高圧蒸気滅菌装置について、これらの設備及び装置が正常に稼働していることを所定の方法により確認するとともに、次の項目について記録しなければならない。

- ① 給排気設備の適正性の確認
HEPA フィルタの負圧、給排気設備の異常の有無
- ② 排水滅菌処理設備の適正性の確認
a 高圧蒸気滅菌タンク

- 温度，圧力，滅菌時間，滅菌中の設備の異常の有無
- b 化学滅菌タンク
 - 有効塩素濃度，浸漬時間，浸漬中の設備の異常の有無
- c 排水処理装置等
 - pH，温度等
- ③ 高圧蒸気滅菌装置の適正性の確認
 - 温度，圧力，滅菌時間，滅菌中の装置の異常の有無

⑤ 施設の重要設備の正常稼働を常時モニタリングします。

- (5) BSL-4 実験室から排出する廃棄物については，安全管理規則第 17 条第 2 項に基づき，確実に滅菌又は不活化し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定される特別管理廃棄物として取り扱わなければならない。
- (6) BSL-4 実験室以外の実験室から排出する廃棄物については，必要に応じて滅菌又は不活化し，廃棄物処理法に規定される特別管理廃棄物として取り扱わなければならない。

（特定病原体等及び監視伝染病病原体の運搬）

第 3 条 安全管理規則第 16 条第 1 2 項に定める特定病原体等及び監視伝染病病原体の運搬については，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。），家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。），外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。），輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。）等の関係する法令に従って実施しなければならない。

2 安全管理規則第 16 条第 1 5 項に定める特定病原体等及び監視伝染病病原体の事業所内での運搬は，次のとおり行わなければならない。

- (1) 特定病原体等及び監視伝染病病原体を運搬する場合，その前日までに次の準備を行わなければならない。
 - ① 移動する日時は，原則として，外部の来客者等が多い日時を避けるように配慮すること。
 - ② 運搬する際の経路を一時的に安全管理規則第 3 条第 8 項に定める管理区域に準じた臨時の管理区域を設定し，関係する職員等へ事前に周知，注意喚起すること。
 - ③ 運搬経路上に不審物がないか，廊下や屋外において通行に支障のある物はないか等を確認すること。
- (2) 運搬を行う者は，次の事項について留意しなければならない。
 - ① 運搬は，運搬担当者，監視担当者等の役割を分担し，2 人以上で行うこと。
 - ② 当該病原体等の入った密封チューブを専用容器に入れ，運搬すること。
 - ③ 屋外に運搬する必要が生じた場合は，安全確保監視の担当者を置き，必要に応じ，通行者や車両を一時的に規制すること。
 - ④ 施設内においてエレベーターを使用する場合は，運搬担当者以外の者は同乗させないこと。
 - ⑤ 運搬担当者は，運搬を行う際に次の物品を携行すること。
 - ・ 運搬容器を十分に覆うことができるシート又はビニール袋
 - ・ 使い捨てマスク
 - ・ 使い捨てビニール手袋
 - ・ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液（500ml 程度）

(BSL-4 実験室の使用)

第4条 安全管理規則第16条第16項に定める BSL-4 実験室の使用に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 事前手続きによる使用の確認及び承認

- ① 「実験室使用及び病原体等取扱申請書（安全管理規則別記様式第1号）」による事前申請及び承認
- ② 「実験計画書」の高度感染症研究センター実験棟バイオリスク管理委員会（以下「管理委員会」という。）への事前申請及び承認

(2) BSL-4 実験室使用時の入室前の安全確認

- ① 体調管理表による実験室使用者（以下「使用者」という。）の健康状態の自己申告報告（検温及びアルコール検知器による確認を含む。）
- ② 中央監視室での使用者の体調確認
- ③ 陽圧防護服、インカム等の正常状態の確認

(3) BSL-4 実験室使用中の安全確認

- ① 中央監視室との連絡による異常の有無の確認
- ② 使用者の相互間の確認

(4) BSL-4 実験室使用後の安全確認

- ① 陽圧防護服等の正常性の確認
- ② 実験期間中の体調等の報告
- ③ 実験期間終了後14日間の体調報告（1日2回の検温の実施を含む。）

(5) 安全管理規則第16条第16項第2号に定める報告については、BSL-4 実験室の使用実績についても含めなければならない。

⑥ ㊦ BSL-4 実験室の使用前・使用中・使用後の安全確認項目を定めチェックします。
（実際の運用では、チェックシートなどを用いて行います。）

2 安全管理規則第16条第16項第1号に定める陽圧防護服の使用に係る安全確認事項等は、次のとおりとする。

(1) センターに置くバイオリスク管理部門（以下「バイオリスク管理部門」という。）による陽圧防護服の納品時の安全確認

- ① 目視等による製品の適正性の確認
- ② 定められた定量試験による気密性の確認
- ③ 個々の陽圧防護服台帳及び陽圧防護服ファイルへの記録及び保管

(2) 使用者による使用時の安全確認事項

- ① BSL-4 実験室入室前の気密性の確認等の点検
- ② スーツグローブに損傷がないことの確認及び交換予定日（定められた期日内で交換）の確認
- ③ その他、異常の有無の確認

(3) 使用者による定期メンテナンスの励行

- ① ジッパー部分への定期的な潤滑剤の塗布
- ② フェイスシールドの清拭
- ③ その他

3 前項の安全確認において破損が確認された場合の対応に係る手順は、次のとおりとする。

(1) 陽圧防護服の破損を確認した者は、破損状況等を直ちにバイオリスク管理部門へ報告する。

(2) バイオリスク管理部門の担当者は、破損した部分を確認の上、必要に応じ、業者へ

修理を依頼する。

- (3) 上記の内容及び補修措置等については、陽圧防護服台帳及び陽圧防護服ファイルに記録する。

⑦

☞ **陽圧防護服の安全確認項目を定め確実にチェックします。**

(実際の運用では、チェックシートなどを用いて行います。)

- 4 安全管理規則第16条第16項第1号に定めるBSL-4実験室の1日の使用時間の限度については、連続4時間以内かつ1日6時間以内とする。

⑧

☞ **BSL-4実験室での作業時間を労働安全の原則として定めます。**

- 5 BSL-4実験室の使用について、やむを得ず定められた時間を超えて使用することができる場合は、次の場合に限るものとし、これ以外については認めないものとする。
- (1) 動物実験等、翌日に作業を持ち越すことができない場合
 - (2) その他センター長が必要と認めた場合
- 6 安全管理規則第16条第16項第1号に定めるBSL-4実験室をやむを得ず定められた時間を超えて使用する場合の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 安全管理規則第11条に定める実験責任者（以下「実験責任者」という。）は、「BSL-4実験室時間外使用申請書（様式1）」により、あらかじめセンター長の承認を受けること。
 - (2) やむを得ず事前に承認を受けることができない場合は、事前に口頭によりセンター長による承認を受けるとともに、実験終了後、速やかに「BSL-4実験室時間外使用申請書（様式1）」をセンター長へ提出すること。
- 7 センター長は、BSL-4実験室の時間外使用の状況について、定期的に学長へ報告しなければならない。
- 8 学長は、BSL-4実験室の時間外利用について疑義がある場合には、管理委員会に調査を指示するものとし、その結果、必要に応じ、安全管理規則第19条に基づきBSL-4実験室等の使用を制限することができる。

（実験動物の取扱い）

- 第5条 安全管理規則第16条第17項に基づき実験動物の逸走・行方不明の防止のために行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 実験動物は、動物実験室、動物順化室及びスーツ保管訓練室（以下「動物実験室等」という。）から許可なく持ち出さないこと。
- (2) 実験動物の逸走・行方不明の防止のための措置を講じるとともに、実験動物の保管状況の管理を次により行うこと。
 - ① 動物実験室等に搬入する前の管理
搬入頭数の確認、記録、搬入申請書の作成
 - ② 実験中の管理
実験動物の観察（頭数確認を含む。）、記録
 - ③ 実験終了後の管理
実験終了後の実験動物の頭数及び滅菌の確認、記録

⑨

☞ **実験動物については、特に逸走防止等の対応に努めるとともに個体識別標識による**

頭数管理及び記録を徹底します。(実際の運用では、チェックシートなどの様式を用いて行います。)

- (3) 実験動物の取扱いに際しては、あらかじめ動物実験室等の施設設備等が正常であることを確認すること。
- (4) 実験動物の飼養に際しては、専門的な教育訓練を受けた者が、その動物の飼養形態にあった専用の飼育装置（アイソレーター）を使用すること。
- (5) 実験動物、動物実験室等及びその設備機器に異常が確認された場合には、必要な応急措置を行った上で、直ちに担当職員へ報告すること。

（BSL-4 実験室における搬入及び搬出）

第 6 条 安全管理規則第 17 条第 1 項に定める実験等に必要な物品等の BSL-4 実験室への持込み（以下「搬入」という。）、BSL-4 実験室外への持出し（以下「搬出」という。）に必要な手続きについて、実験責任者は、搬入を行う場合には「BSL-4 実験室搬入物品申請書（様式 2）」を、搬出を行う場合には「BSL-4 実験室搬出物品申請書（様式 3）」を、それぞれ作成し、事前にセンター長の承認を受けなければならない。

（病原体等を取り扱う職員等の条件の確認）

第 7 条 安全管理規則第 18 条第 1 項に定める BSL-4 実験室において病原体等を取り扱う職員等としての条件に係る適合性評価は、次の手順により行うものとする。

- (1) 本学の職員等が BSL-4 実験室において病原体等を取り扱う場合
 - ① 申請書類による審査
 - ② 面接等による審査
 - ③ 当該者からの誓約書等の書類受領
 - ④ 教育訓練の実施
 - ⑤ センター長による確認
 - ⑥ 管理委員会による審査及び認定、学長による承認
- (2) 本学以外の外部機関の者が本学の特任研究員、客員教授又は客員准教授として BSL-4 実験室において病原体等を取り扱う場合
 - ① 所属機関との協定の締結
 - ② 応募書類審査
 - ③ 面接等による審査
 - ⑤ 当該者からの誓約書等の書類受領
 - ⑥ 教育訓練の実施
 - ⑦ センター長による確認
 - ⑧ 管理委員会による審査及び認定、学長による承認

① ㊦ BSL-4 実験室で病原体等を取り扱う者の承認手続きを厳格に定めます。

2 安全管理規則第 18 条第 1 項第 3 号に定める個人の信頼性の評価にあたり、確認及び誓約書を徴求する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 国籍
- (4) 住所及び居所
- (5) 所属する法人等及び部署
- (6) 学歴
- (7) 職歴
- (8) BSL-3 及び BSL-4 実験室の経験の有無
- (9) 精神疾患の有無

- (10) アルコール及び薬物等の依存の有無
- (11) その他の健康状態
- (12) 海外渡航歴
- (13) 犯罪及び懲戒の経歴
- (14) 後見等の登記及び破産手続き開始の決定の有無
- (15) 外国による病原体等の防護を妨げる行為との関係がないことの誓約
- (16) テロリズムその他犯罪行為を行うおそれがある団体と関係がないことの誓約
- (17) 申告事項に虚偽がないことの誓約
- (18) 法令遵守及び秘密保持に関する誓約
- (19) その他

③ ㊦ BSL-4 実験室で病原体等を取り扱う者の信頼性の評価項目を厳格に定め、これに従ってチェックします。(実際の運用では、チェックシートなどを用いて行います。)

(車両の入構に係る手続き)

第8条 安全管理規則第20条第8項に定める実験棟のフェンス内に車両を入構させる場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 車両を入構させようとする者から、次の事項について記載した「実験棟入構申請書(様式4)」を提出させる。
 - ① 車両を入構させようとする日時
 - ② 入構させようとする車両の標識番号
 - ③ 運転者及び同乗者の氏名
 - ④ その他必要な事項
- (2) 担当職員等は、入構時に前号で提出された申請書を基に確認を行い、問題がないことが確認された後に、車両を入構させようとする者に入構許可書を貸与する。
- (3) 車両を退構させようとするときは、前号の入構許可書を担当職員等へ返却しなければならない。

(BSL-4 実験室における特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱いに係る記録と保存)

第9条 安全管理規則第22条第1項に定める特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱い等の記録及び保存については、当該病原体等の取扱い等に係る帳簿(以下「病原体等保管帳簿」という。)に次のそれぞれの作業を行う都度、記録を行うものとする。

- (1) BSL-4 実験室外からの病原体等の受入れ(日時、病原体の種類、方法、受入れに係る者の氏名等)
- (2) 病原体等の使用(日時、病原体の種類、使用者の氏名等)
- (3) 病原体等の分与(日時、病原体の種類、方法、場所、払出しに係る者の氏名等)
- (4) 病原体等の滅菌(日時、病原体の種類、滅菌を行った者の氏名等)

(教育訓練)

第10条 安全管理規則第24条第7項に定める BSL-4 実験室で病原体等を取り扱う者等に対する BSL-4 教育訓練等については、次のとおりとする。

教育訓練項目		実施主体	BSL-4 実験室において病原体等を取り扱う職員等	BSL-4 実験室において病原体等を取り扱わない職員等 (BSL-4 実験室への入室有)	BSL-4 実験室において病原体等を取り扱わない職員等 (BSL-4 実験室への入室無)	備考
コース	一般教育訓練	長崎大学生物災害等防止安全管理運営委員会	○	○	○	
	特別教育訓練		○			
	BSL-4 教育訓練	高度感染症研究センター BSL-4 人材育成部門長	座学	○	△ (一部)	
			実技実習	○		
			実践実習	○	—	BSL-4 実験室にて40回以上かつ100時間以上を原則とする
			承認試験	○	—	

(定期の健康診断)

第11条 BSL-4 実験室を利用する職員は、安全管理規則第25条第3項に基づき、次に掲げる健康診断を受診し、適合性評価を受けなければならない。

- (1) 精神疾患及びアルコール依存の有無に関する検査 (原則年4回)
- (2) 保健センターの医師等による面談

② ㊦ BSL-4 実験室を利用する者は心身ともに健康であることの確認チェックを実施します。(実際の運用では、チェックシートなどを用いて行います。)

(安全管理カード)

第12条 安全管理規則第25条第6項に基づき交付する安全管理カードに記載する事項については、次のとおりとする。

- (1) 病原体等を取り扱う者の氏名
- (2) 所属機関の名称、連絡先
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 医師等への連絡事項

10 ㊦ BSL-3, 4 実験室の使用者が携行を義務付けられる安全管理カードの記載事項を定めます。

(BSL-4 実験室内におけるばく露を伴わない健康被害)

第13条 安全管理規則第25条第14項に定める BSL-4 実験室を利用する従事者がばく

露以外で体調不良となった場合の対応は、次のとおりとする。

- (1) 実験の中止
- (2) 周囲の職員等や中央監視室への連絡
- (3) 取扱い中の病原体等の確保
- (4) (BSL-4 実験室利用の場合は)薬液シャワーによる陽圧防護服の除染を行った上での退室（ただし可能な場合に限る。）

(ばく露と対応)

第14条 安全管理規則第26条第1項第1号の病原体等へのばく露に備え、次の事項について事前に整備を行わなければならない。

- (1) ばく露発生時の連絡網
- (2) ばく露対応要領
- (3) 対応フローチャート
- (4) その他

2 安全管理規則第26条第2項第1号に定めるばく露を発見した者が行う所要の措置は、次のとおりとする。

- (1) 病原体等の安全な場所への保管
- (2) 実験責任者への連絡
- (3) 安全管理規則第26条第1項第1号のばく露が生じた場合については、ばく露した者の応急処置（傷口、汚染部位の洗浄及び消毒等）

3 安全管理規則第26条第2項第4号に基づき、センター長は、前項のばく露若しくはそのおそれがある者又はその者と接触し感染のおそれのある者に対して、ばく露対応要領に基づく次の対応を指示しなければならない。

- (1) BSL-4 実験室からの退出
- (2) 針刺しや動物に咬まれた場合の応急措置
- (3) 長崎大学病院への連絡
- (4) 長崎大学病院の受診（必要に応じ車両での搬送）
- (5) BSL-4 実験室内のその他の職員等の退去
- (6) 安全管理規則第26条第1項第2号及び第3号のばく露が生じた場合の汚染又はその可能性がある場所の立入制限

4 第1項第3号に掲げる対応フローチャートは次のとおりとする。

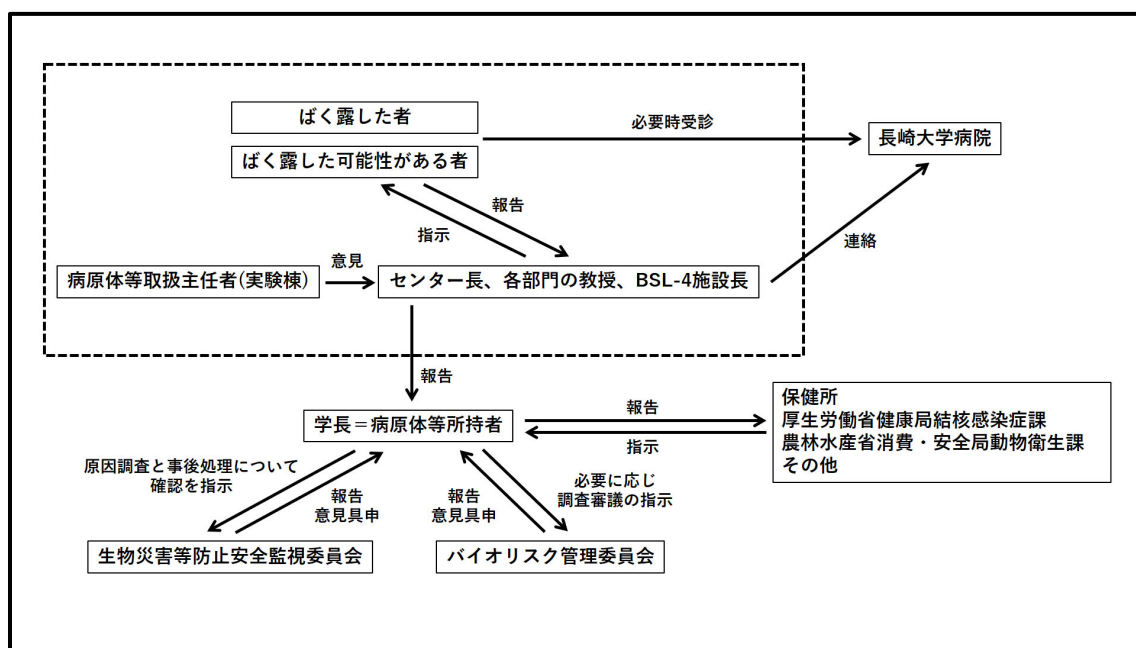


図1 ばく露発生時の対応フローチャート

(事故と対応)

第15条 安全管理規則第27条でいう「事故」は、次のとおりとする。

- (1) 特定病原体等及び監視伝染病病原体を紛失した場合（盗取、盗難にあった場合を含む。）
- (2) 必要な許可を受けずに、無断で当該病原体等を持ち出した場合
- (3) 盗取の予告又はその未遂行為が行われた場合
- (4) 病原体等保管帳簿に記載されている当該病原体等と実際に保管されている当該病原体等の種類及び数量について、相違が認められた場合
- (5) 実験室入退室許可者以外の者のBSL-4実験室への入室が確認され、かつ、保管庫に異常が認められ、病原体等の盗難等が疑われる場合
- (6) 病原体等保管帳簿などの在庫記録の改変が認められる場合
- (7) 情報サーバーへの不正アクセスが認められる場合

2 安全管理規則第27条第1項に定める事故を発見した者が行う所要の措置については、次のとおりとする。

- (1) 当該実験室等現場を保全するための措置
- (2) 実験責任者への連絡

3 センター長は、第1項の事故を防止するために、次の事項を指示しなければならない。

- (1) 病原体等の保管管理状況及び方法の定期的な確認
- (2) 病原体等保管庫へのアクセス記録の点検
- (3) 病原体等の保管状況の学内査察（6か月ごと）の管理委員会等への依頼及び実施
- (4) 事故時の届出体制及びフローチャートの整備
- (5) 病原体等の在庫不一致が生じた場合の対応

4 前項第4号に掲げるフローチャートは次のとおりとする。

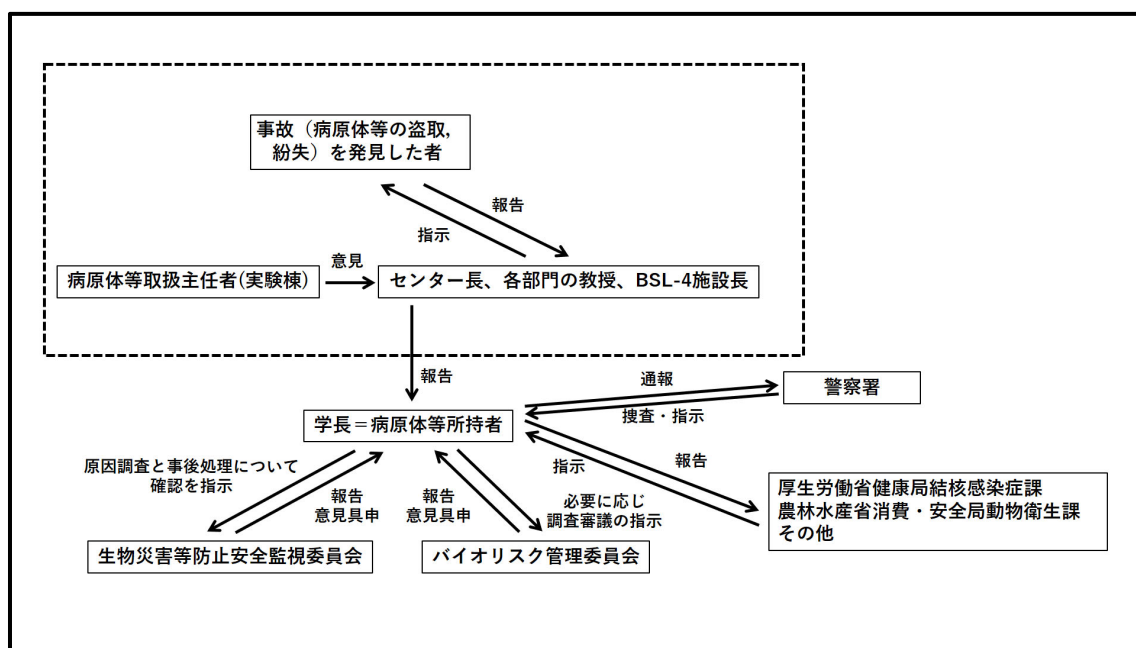


図2 事故発生時の対応フローチャート

（災害時の応急措置）

第16条 センター長は、安全管理規則第28条に規定する災害時の応急措置として、地震が発生した場合には、次の内容に係る対応及び指示を行わなければならない。

(1) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合

- ① 実験の停止
- ② 病原体等の安全性の確保
- ③ BSL-4 実験室からの退去
- ④ 病原体等の漏洩の有無の連絡
- ⑤ BSL-4 実験室の使用禁止の指示
- ⑥ 地震終息後の施設設備の異常の有無の確認

(2) 中規模地震（震度3から5弱）が発生した場合

- ① 実験の中止
- ② 病原体等の安全の確保
- ③ BSL-4 実験室内での待機
- ④ 地震終息後の施設設備の異常の有無の確認

(3) 小規模地震（震度2以下）が発生した場合

- ① 地震終息後の施設設備の異常の有無の確認

2 センター長は、安全管理規則第28条に規定する災害時の応急措置として、火災が発生した場合には、次の内容に係る対応及び指示を行わなければならない。

- (1) 火災発生のお知らせ
- (2) 消防局等への通報
- (3) 病原体等の安全性の確保
- (4) 備付けの消火器を用いた消火
- (5) 鎮火状況に応じガス消火の実施
- (6) 実験室からの退出
- (7) 救援活動
- (8) 厚生労働省への報告
- (9) 鎮火後の病原体及び施設設備の異常の有無の確認

3 センター長は、前2項以外の災害が発生し、実験棟に被害及びそのおそれがある場合には、必要に応じて、次の内容に係る対応及び指示を行わなければならない。

- (1) 災害の周知
- (2) 厚生労働省等への報告
- (3) 職員等の施設外への退去
- (4) 被害状況の調査
- (5) 施設の一時閉鎖
- (6) 終息後の病原体及び施設設備の異常の有無の確認

(災害時の情報伝達)

第17条 安全管理規則第29条に定める近隣住民への情報伝達については、次の事象について、緊急度に応じた手段により行うものとする。

(1) 対象とする事象

- ① 実験棟で火災が発生した場合及びそのおそれがある場合
- ② 地震により実験棟に被害等が発生し施設外へ影響を及ぼすおそれがある場合
- ③ 実験中に針刺し事故や実験動物の逸走が発生した場合
- ④ その他、近隣住民等に伝達すべき事象が発生した場合

(2) 情報伝達の緊急度

- ① 近隣住民等へ直接連絡等が必要な緊急を要するもの
- ② 近隣住民等への影響等の緊急性は低いが早期に周知すべきもの
- ③ 事後的、定期的に報告すべきもの

(3) 情報伝達の手段

- ① 職員等による個別の電話連絡等
- ② 電子メールでの連絡
- ③ ホームページへの掲載
- ④ 長崎県、長崎市及び長崎大学が設置する感染症研究拠点整備に関する連絡協議会において設置する地域住民との協議体（以下「協議会」という。）での報告
- ⑤ テレビ等メディアへの公表
- ⑥ その他

11

☞ 近隣住民への情報伝達について対象とする事象等と手段について定めます。

(緊急事態に対する訓練)

第18条 安全管理規則第31条に定める緊急事態に対する訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) ばく露に備えた訓練

- ① BSL-4 実験室内外での対応
- ② ばく露した場合の退室行動
- ③ 病院への連絡及びばく露者の搬送

(2) 事故に備えた訓練

- ① 事故発見時の通報及び連絡
- ② 病原体等の在庫不一致が生じた場合の対応

(3) 災害等に備えた訓練（半年に1回）

- ① 消火訓練
- ② 避難訓練
- ③ 住民等への情報伝達訓練

- ④ その他
- (4) その他
 - ① ばく露以外の急病者に対する対応
- 2 前項の訓練を実施した場合、次の事項について、協議会等にて報告するものとする。
 - (1) 訓練の目的
 - (2) 実施年月日
 - (3) 実施場所
 - (4) 参加した関係学内部署及び外部機関の名称
 - (5) 訓練実施経過概要
 - (6) 訓練結果
 - (7) その他

(情報公開)

第19条 安全管理規則第32条第1項に定めるBSL-4実験室で実施した研究に関する情報公開については、協議会の開催にあわせ、次の事項を公表するものとする。

- (1) 一種病原体等を用いて作業を実施した年月
- (2) 研究・作業内容（使用したウイルス名称を含む。）
- (3) 作業人数及び作業時間
- (4) 実験作業に係る異常の有無
- (5) 滅菌処理の有無
- (6) その他特記事項
 - ① 当該作業に係る今後の予定
 - ② 実施作業により期待される成果等
- 2 安全管理規則第32条第2項に定めるばく露、事故、災害等が発生した場合の公表については、次の事項について公表するものとする。
 - (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 事象の概要
 - (4) 被害状況
 - (5) 周辺地域への被害の有無
 - (6) 講じた措置及び対応
 - (7) 今後の対応
 - (8) その他

12 **地域連絡協議会において大学が行っている実験の状況やばく露・事故・災害等が発生した場合の状況等の報告事象を定めます。**

(管理区域における遵守事項等)

第20条 安全管理規則第33条第2項に定める遵守義務に関し、特に遵守すべき事項については、次のとおりとする。

- (1) 実験棟内での身分証明書の携行
- (2) 実験棟外での安全管理カードの携行（管理区域に立入る者のみ）
- (3) 実験棟の身分証明書及び入退室に係る個人情報の厳重な管理
- (4) 実験期間中における体調管理
- (5) 体調不良が生じた場合や感染のおそれがある場合等の所属長への報告
- (6) BSL-4 実験室入室前、入室中、入室後及び実験終了後14日間の体調管理の実施

2 職員等は、実験棟において、次の事項を行ってはならない。

- (1) 他人への迷惑行為
- (2) 認められた区域以外での飲食
- (3) 許可を受けていない電子機器等の管理区域内への持込み及び使用
- (4) 無断の BSL-4 実験室内への物品等の搬入及び搬出
- (5) 実験棟の立ち入りに係る身分証明書及び入退室に係る個人情報の他者への貸与
- (6) 管理区域内への私物（スマートフォンを含む）の持込み
- (7) 許可なく写真及び動画を撮影する行為
- (8) 実験棟の機密情報について他者へ漏らす行為
- (9) 正当な理由がない共連れ（所定の認証装置を用いずに他者を入退室させる行為）